

久米町末広町通り線 通称名募集事業 募集要項

1. 目的

米子市は、自分たちが暮らしている街に愛着を持つと共に、分かりやすいまちづくりを推進していくため、通りに通称を命名していく取組を始め、平成30年1月に「医大通り」、同年5月に「内堀通り」「外堀通り」と命名しました。

このたびは、久米町末広町通り線を対象として通称名を設定し、設定にあたっては公募をすることで、シビックプライドの醸成、米子城観光の喚起、魅力の創出をしようとするものです。

2. 募集内容

久米町末広町通り線の通称名を、広く募集します。なお、この募集による通称名の条件および応募者の資格は、次のとおりとします。

(1) 対象区間

久米町末広町通り線のうち、米子市文化ホール多目的広場前から内堀通りに至るまでの区間（別紙1のとおり）

(2) 通称名の条件

ア 通称名は、

- ・地域の歴史や地名に由来する等、普遍性があるもの
- ・米子城との関連性を想起するもの
- ・来街者にわかりやすく、米子城跡観光、または、城下町観光へ誘導するものなど、歴史や観光の要素を含んだ、幅広い年代に親しまれるものとしてください。

イ 通称名は「〇〇通り」とつながる名称で、合計4文字～10文字程度としてください。

ウ 通称名は、商標権、著作権、等、他者の権利を侵害しないものとしてください。

エ 応募通称名は、1人3作に限ります。

(2) 応募者の資格

年齢、住所地などの応募者の資格は問いません。

3. 応募期限

令和元年7月22日までとします。

4. 応募方法

「応募用紙（別紙２）」に応募通称名、並びに住所・氏名などの必要事項を記入し提出してください。

【注意事項】

- ア 応募は、受付窓口への持参、郵送又は電子メールによるものとします。
- イ 持参による受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までです。また、郵送又は電子メールによる応募は、応募期限当日までの消印又は受診記録があるものに限り、受け付けます。
- ウ この応募要項は、市ホームページに掲載しており、応募用紙等の様式（ワード・PDFファイル形式）をダウンロードすることができます。
- エ 電子メールで応募される場合は、件名を「通称名応募」とし、ワード又はPDFファイル形式で作成した応募用紙等を送信してください。

5 選考方法等

(1) 選考方法

応募作品は、学識経験者などで組織する「久米町末広町通り線 通称名選考委員会」において審査し、最優秀賞及び優秀賞を選考します。市は、最優秀賞に選考された作品をもって、通称名として命名します。

(2) 表彰・副賞

選考された最優秀賞については、応募者を表彰し、記念品を贈呈します。

表 彰 区 分	賞 品
最優秀賞 (1作品)	表彰状ならびに1万円相当の賞品(記念品)

※最優秀賞の名称応募が複数になった場合は、抽選により賞品(記念品)を贈呈します。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、市長の定例記者会見をもって発表し、最優秀賞受賞者に対しては個別に通知します。その他の応募者に対しては、市報、市ホームページ等で周知します。

(4) 個人情報の取扱い等

- ア 応募者の個人情報は、米子市において適切に管理し、この事業に係る事務以外の事務には使用しません。
- イ 最優秀賞及び優秀賞に選考された応募者については、その住所（都道府県名及び市町村名に限る。）及び氏名を公表します。